

千葉県内にお住まいの保護者の皆様へ

「奨学のための給付金」制度について

※就学支援金、千葉県奨学資金とは異なる制度であり、それぞれ申請が必要です(併用可)。

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等のいる非課税世帯に対して、返還の必要のない給付金が給付されます。

高校生等：①高等学校 ②中等教育学校後期課程 ③高等専門学校(1～3学年) ④専修学校高等課程
⑤一部の専修学校一般課程、⑥一部の各種学校 ⑦専攻科 に在学する生徒



「チーバくん」

給付金は、授業料以外の教育費にお役立ていただけます。

(※生活保護受給世帯の場合は、使途について、担当ケースワーカーにご相談ください)

1 給付金の支給対象となる世帯

認定基準日(原則として令和2年7月1日)時点で、以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

- 保護者等(父・母である場合は両方)の令和2年度道府県民税所得割と市町村民税所得割の両方が非課税であること(生活保護(生業扶助)受給世帯を含みます)。
※ 保護者の年収の合計が、約270万円未満程度の世帯(4人世帯の場合)が該当します。
- 保護者等が千葉県内に在住していること。
※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。
- 高校生等が在学していること。
※ 秋入学の場合には、入学する日を給付認定の基準とします。

2 給付額(高校生等1人あたり年額)

給付区分	給付金額
(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯	①専攻科以外 32,300円
	②専攻科 36,500円
(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯 ((1) の世帯を除く)	①全日制・定時制(A) 84,000円
	②全日制・定時制(B) 129,700円
	③通信制・専攻科(C) 36,500円

※「A」、「B」は、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が同じ世帯に扶養されているか等で決定されます。

3 申請手続等

申請を希望される方は、在学する学校から申請書類をとりよせ、記入の上、必要書類を添えて、学校に提出してください。

お問い合わせ先：

君津高等学校 事務室 電話0439-52-4583
(平日 8:20～16:50)

申請書類提出期限

令和2年7月22日

給付時期：10月末(予定)

※保護者が千葉県・茨城県・埼玉県以外に居住している場合、居住する都道府県が申請先です。
都道府県によって申請期限が異なるため、早急に居住する都道府県にお問い合わせください。

よくある質問



Q1 道府県民税所得割及び市町村民税所得割とは何ですか？非課税（0円～99円）かどうかは何を見て確認すればよいですか？

A1 個人住民税のうちの一部の税額を指します。「令和2年度(令和元年所得)課税証明書」等、以下の書類で確認できます。「所得割」が非課税であれば、「均等割」に課税されていても給付の対象になります。給与明細や源泉徴収票では確認することができませんのでご留意下さい。

- ・ 保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(5月から6月頃に勤務先から配布されます)
 - ・ 市町村民税・県民税納税通知書(5月から6月頃に市町村から送付されます)
 - ・ 課税証明書・非課税証明書(お住まいの市町村役場税務課で取得できます。また、証明書を発行する前に、保護者(親権者)全員の所得割が非課税であるかどうかは、窓口で確認することができます)
- ※確定申告書については、本給付金においては利用することができません。

Q2 保護者(親権者)の一方に収入がありません(または課税されるほどの収入を得ていません)。もう一方の保護者を扶養しており、配偶者控除の申告をしている場合でも、保護者2名分の個人番号カード等の写しを提出する必要がありますか？

A2 本給付金は、保護者(親権者)全員の所得割が非課税でなければ対象となりません。したがって、収入の有無にかかわらず、保護者(親権者)全員分の個人番号カード等の写しの提出が必要です。

収入がゼロのため、今まで税の申告をしていない場合は、まず申告をして下さい。

Q3 保護者(親権者)が別居しており、一方が千葉県、一方が他県に居住しています。本給付金の対象となりますか？

A3 A2のとおり、保護者(親権者)全員の所得割が非課税であること確認ができれば、対象となります。父母いずれも親権者であり、海外赴任のため父母いずれかの課税情報が確認できない場合には、給付の対象にならないため、申請できません。

また、千葉県と他県どちらに申請書を提出するかについては、基準日時点で、保護者(親権者)が当該世帯の生活の本拠と考えている県(千葉県か他県のどちらか)に提出します。

Q4 高等学校等就学支援金(認定を受ければ授業料が実質無償になる制度)も申請しています。手続き上重複する書類は、写しの提出でよいですか？

A4 就学支援金を申請する際にマイナンバーカード等の写しを提出せずに、(非)課税証明書等、本給付金と共通する書類を提出している場合、その写しを本給付金の申請の為に添付していただいても構いません。なお、A2のとおり、就学支援金では提出が不要な控除対象配偶者分の(非)課税証明書等の提出も必要となりますのでご留意ください。